

## 第16章 法令適用事前確認手続

### I 本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月1日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画（第3回フォローアップ）」（資料16-1参照）において、「IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われるなどを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」とこととし、更にこれを踏まえ、13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（資料16-2参照）において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公平性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとした」とした。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」（資料16-3参照）を策定し、13年7月16日より本制度の運用を開始することとしたところである。

### II 本制度の手続（資料16-4参照）

#### 1. 対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

- ① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（許可等を受けないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
  - ② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（届出等を行わないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
  - ③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの：新規事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか  
これは、法令に抵触するか否かの予見可能性を高めて、新規事業の創出の円滑化を図るという閣議決定の趣旨を踏まえて定めたものである。
- なお、①又は②の場合で、民間企業等において、計画中の新規事業について許可や届出等が必要であると考えている場合には、本制度の対象とせずとも実

際に申請や届出を行えば足りるものである。

## 2. 照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人（照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等）が、当該照会に係る法令の条項（前記（1）の①ないし③に記載された条項）を所管する金融庁の担当課室の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる（ただし、財務局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会を行う）。

照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。

また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある（ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である）。

## 3. 照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

- ① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的な内容
- ② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項
- ③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠
- ④ 照会者名、照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。

## 4. 回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

## 5. 回答期間

金融庁は、原則として、照会書を受領してから30日以内に書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合                   | 原則 60 日以内       |
| ② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 | 30 日を超える合理的な期間内 |
| ③ 他府省との共管法令に係る照会の場合                           | 原則 60 日以内       |
- 回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の平成 13 年 3 月 27 日付閣議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30 日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。
- なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

## 6. 回答を行わない場合

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが妥当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会
- ④ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方方が明らかな事案に係る照会
- ⑤ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類似の照会
- ⑥ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑦ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

## 7. 公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから 30 日以内に、照会者名、照会及び回答内容を金融庁のホームページ上（「法令適用事前確認手続」）で公表する。

ただし、照会者の計画している新規事業等が従来にはない独創的なものであつて、先行者としての利益を保護することが適當と考えられる等の事情が存在する場合において、照会者から要請があり、また、金融庁がこれを適當と認める場合には、回答から公表までの期間を 30 日を超える期間とする場合がある。